

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分及び法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和2年3月19日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分1通知書」という。内容は別紙1処分目録記載のとおり。）、同年9月25日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分2通知書」という。内容は別紙2処分目録記載のとおり。）、同年11月6日付けで行った保護申請却下通知書（以下「本件処分3通知書」という。内容は別紙3処分目録記載のとおり。）及び同月11日付けで行った保護申請却下通知書（以下「本件処分4通知書」といい（内容は別紙4処分目録記載のとおり。）、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分及び各保護申請却下処分（以下それぞれ「本件処分1」、「本件処分2」、「本件処分3」、「本件処分4」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分がいずれも違法・不当である旨を主張しているものと解される。

(1) 本件処分1について

請求人は、旧借間が雨漏りにより居住に耐えなくなったため転居したのであるから、自己都合によるものではない。引越しに要した保証委託料、火災保険料、敷金、礼金、仲介手数料、家具運搬代は支払われるべきである。

(2) 本件処分2について

請求人は、旧借間が雨漏りにより居住に耐えなくなったため転居したのであるから、自己都合によるものではない。敷金等は支払われるべきである。

請求人は、本件処分2通知書の「理由」を読むまで、網戸の設置について、処分庁の調査が必要であることを知らなかった。現在の借間はエアコンや網戸がなかったのであるから、処分庁は調査を行い、網戸代は支給されるべきである。

(3) 本件処分3について

請求人は、担当職員の不適切な説明により、引越しに伴う移送費の支給を申請できなかったのであるから、移送費（引越しに伴う家具運搬代）は支払われるべきである。

(4) 本件処分4について

請求人は、「重度の歯ソウノウロウ」のため、〇〇歯科では十分な診療を受けられないため、〇〇歯科医院に転院したのであり、「急迫した事情その他やむを得ない事情」に当たる。したがって、〇〇歯科医院での受診に係る医療費は支払われるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|------------|--------------|
| 令和3年11月26日 | 諮問 |
| 令和4年1月18日 | 審議（第63回第3部会） |
| 令和4年1月21日 | 処分庁へ調査照会 |
| 令和4年1月28日 | 処分庁から回答を収受 |
| 令和4年2月4日 | 審議（第64回第3部会） |
| 令和4年2月21日 | 処分庁へ調査照会 |
| 令和4年3月3日 | 処分庁から回答を収受 |
| 令和4年3月7日 | 審議（第65回第3部会） |
| 令和4年5月23日 | 審議（第66回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

ア 法1条は、本法の目的として、憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを掲げ、最低限度の生活について、法3条は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとしている。

イ 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う

ものとする」とされ、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。

ウ 法7条本文は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」と規定する。

エ 法11条1項は、保護の種類として、1号に「生活扶助」を、3号に「住宅扶助」を、4号に「医療扶助」をそれぞれ掲げている。

法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）、「移送」（2号）を規定している。

法14条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住宅扶助を行うことを定めるとともに、住宅扶助の範囲に「住居」（1号）、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」（2号）を規定している。

法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「診察」（1号）、「薬剤又は治療材料」（2号）及び「医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術」（3号）を規定している。

オ 法24条1項は、「保護の開始を申請する者は、（中略）次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし当該申請書を作成することができない特別の事情があるときはこの限りでない。」と規定し、このことは、同条9項において、7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するとされている。

カ 法24条3項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申

請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならないとされており、同条9項は、1項から7項までの規定は、7条に規定する者（要保護者等）からの保護の変更の申請について準用するとされている。

キ 法34条1項は、「医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。」と定め、同条2項は、「前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。」と定め、同条5項は、「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第2項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。」と定めている。

(2) 臨時的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第7・2によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること、なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとされている。

(3) 家賃等

保護基準によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている（保護基準別表第3・2）。

そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）には、東京都の1級地については、53,700円以内と定められている（保護基準別表第9・1）。ただし、1人世帯で、床面積が15平方メートル以下の場合については、下表のとおり床面積に応じて住宅扶助の限度額が定められている。

| 床面積 | 限度額 |
|-----------------------|-----------|
| 6平方メートル以下 | 38,000円以内 |
| 6平方メートルを超え10平方メートル以下 | 43,000円以内 |
| 10平方メートルを超え15平方メートル以下 | 48,000円以内 |
| 15平方メートル超 | 53,700円以内 |

(4) 転居費用

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて

得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」としている。

そして、上記「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30・答は、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とした上で、「老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合」、「居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合」などの項目を挙げている（別紙5参照）。

(5) 住宅維持費

局長通知の第7・4・(2)・アによれば、補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすることとされている。

また、課長通知第7・問62・答によれば、生活保護受給者が現に居住する家屋に網戸がない場合に、網戸の設置に要する費用について、網戸の設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えないとされている。

(6) 家具什器費

局長通知の第7・2・(6)によれば、被保護者が、同アの（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7（上記(2)）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。）を支給して差し支えないとされている。

る。

(7) 移送費

局長通知第7・2・(7)・ア・(㊦)によれば、移送費の範囲として、被保護者が転居する場合で、真にやむを得ないとき、この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとされている。

(8) なお、次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分1について

処分庁は、請求人の転居先は、物件情報及び定期住宅賃貸借契約書の記載内容から、約12㎡の居室であり、当該面積における住宅扶助の限度額が48,000円(1・(3))とされることから、賃貸借契約における賃料が46,000円であったことから、職権によりその賃料実額を住宅扶助費として支給する保護変更決定処分(本件処分1)を行ったことが認められる。

したがって、本件処分1は、上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分2について

ア 敷金等

処分庁は、令和2年1月20日及び同月23日、請求人から雨漏りを理由とする転居の相談を受けたが、請求人は、雨漏りの具体的状況について説明することなく、同月30日には、転居したことから、課長通知第7の30の答(1・(4)及び別紙5)における「敷金等を必要するとき」のいずれにも該当しないとして、当該一時扶助申請を却下したことが認められる。

イ 住宅維持費(網戸)

処分庁は、本件8月17日付申請書に添付された領収証の発行

日が令和2年5月7日と記載されており、課長通知第7・問62・答における「網戸設置時点における網戸の必要性」(1・(5))を判断することができないことから、「最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない」かどうかを判断できないとして、当該一時扶助申請を却下したことが認められる。

ウ 住宅維持費(網戸以外)

処分庁は、請求人の申請内容について確認したい事項があるとする書面を、令和2年9月3日と同月18日の二度にわたり送付したが、回答期限を過ぎても、請求人から回答がなされなかったことから、一時扶助申請の内容が不明であるとして、当該一時扶助申請を却下したことが認められる。

エ 以上によれば、本件処分2は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件処分3について

処分庁は、本件10月26日付申請書に記載された移送費について、請求人から、事前の申請や相談等はなされなかったのであるから、局長通知第7・2・(7)・ア・(イ)(1・(7))に基づき、その必要性(真にやむを得ないとき)の判断ないし荷造費及び運搬費を要するときの、必要最小限度の額について事前の承認を行うことができないとして、当該一時扶助申請を却下したことが認められる。

したがって、本件処分3は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

(4) 本件処分4について

処分庁は、本件10月16日付申請書に記載された請求人の症状は、〇〇医師による本件症状照会書に対する回答書並びに嘱託医の意見及び確認結果から、法49条5項に規定する「急迫した事情そ

の他やむを得ない事情」があるとは認められないとして、同条に規定する指定医療機関ではない〇〇歯科医院での治療に要した医療費は、医療扶助の給付要件に該当しないことから、当該保護変更申請を却下したことが認められる。

したがって、本件処分4は、上記1の法令等の定めに基づいて適正に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

処分庁が、上記1の法令等の定めに基づき、本件各処分を適正に行っていると認められることは、上記2で述べたとおりであるが、請求人の主張は多岐に及ぶことから、以下の請求人の主張について検討する。

- (1) 本件処分1に保証委託料、火災保険料、敷金、礼金、仲介手数料、家具運搬代（以下「保険料等」という。）が含まれていないことについて

請求人は、令和2年1月21日と同年2月3日の二度にわたり、処分庁に対し、物件情報などの書類のほか、定期住宅賃貸借契約書、保証委託契約書及び保険料領収証の各写しを提出したが、保護費に係る申請書は含まれていないこと、そして、請求人は、同年5月1日、事務所に来所した際、担当職員に対し、転居費用のうち、家賃保証委託料及び火災保険料が住宅扶助費として支給されるかについて問合せをしたことが認められる。

そうすると、請求人はそもそも保険料等にかかる保護費の申請を行っておらず、また、処分庁に相談したのは、本件処分1が行われた後であるから、本件処分1の審査対象に含まれなかったものということができ、法24条1項ただし書に規定する申請をすることができないとする「特別の事情」についても認められない。

- (2) 処分庁に対し、網戸の設置に係る調査を求めていることについて

当審査会が行政不服審査法74条に基づき行った、調査照会に対する処分庁からの回答によれば、処分庁は、本件8月17日付申請

書を収受した際、同月4日に収受していた網戸代金に係る領収証と突合し、網戸設置の必要性に係る調査（以下「網戸調査」という。）の要否について検討している。その検討において、網戸設置後当該申請がなされるまでの間に4か月近くが経過しており、梅雨から夏の時期を挟んだ時間の経過に伴い、網戸設置当時の請求人宅の状況についての客観的な把握、及びそれに基づく網戸設置時点における必要性の評価はもはや困難となっていたことから、処分庁は、網戸調査を実施することができないことを認識し、かつ仮に網戸調査を実施したとしても、その結果に基づき、網戸設置時点におけるその必要性を認めることが不可能であることから、網戸調査の必要性はないものと判断し、網戸調査を実施しないこととしたとのことである。

したがって、処分庁が網戸調査に応じなかったことを理由として、違法又は不当な点があると認めることはできない。

- (3) ○○歯科から○○歯科医院に転院したのは、「重度の歯ソウノウロウのため」であるとの主張について

請求人が、○○歯科に通院しても症状が軽快しないことに不安を抱き、転院を決意せざるを得ない状況にまで至ったことがある程度認められるとしても、法49条5項において「急迫した事情その他やむを得ない事情」として認められる場合とは、請求人の主訴によるものではなく、その症状等の治療に当たり、同条に規定する指定医療機関ではない医療機関を受診することが相当であるかどうかによって決せられるものである。

そして、請求人の歯の治療は、指定医療機関でも治療が可能であるとされているのであるから、この点についての請求人の主張は、法49条5項の規定を曲解し、独自の見解を述べたものと評価せざるを得ない。

- (4) 移送費の申請を事前に行うことができなかったのは、担当職員

の説明が適切でなかったとの主張について

令和2年1月23日、担当職員が、請求人に対し、転居先は定期借家であり、狭隘物件のため、本来であれば住宅扶助の対象に該当しない物件であると伝えたことが認められる。

しかし、かかる発言は、担当職員がその責務にしたがい、請求人が法に基づく健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるかどうかとの観点から、請求人が希望する転居先は、狭隘かつ短期間での転居が発生する物件であり、積極的に推奨できるものではないとの趣旨に出たものと考えるのが相当であり、また、その他、引っ越しに伴う移送費に係る事前の一時扶助申請を思いとどまらせるような言動も確認されない。

そうすると、請求人のかかる主張は、引越しに伴う移送費の支給を事前に申請できなかった理由として認めることはできない。

したがって、請求人の各主張はいずれも本件各処分の違法性又は不当性の理由として認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1から別紙5まで(略)